

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年10月29日

水 曜 日

第5442号

目 次

告 示

○県営土地改良事業換地計画書の縦覧	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3
○指定公金事務取扱者の指定	4

公営企業管理規程

○富山県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する管理規程	
----------------------------	--

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	5
○開発行為の工事完了	8

告 示

富山県告示第400号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営農地整備事業前沢西部地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 縦覧に供すべき書類
換地計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 7 年10月30日から
令和 7 年11月28日まで
- 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第401号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市立野脇字大谷島51 番3から 南砺市立野脇字南谷2番 5まで	変更前		最大 10.6 最小 6.9	21.0	砺波土木 センター

	南砺市立野脇字南谷 1 番 4 から 南砺市立野脇字南谷 2 番 5 まで	変更後		最大 15.1 最小 7.3	21.0	
県道 金沢湯涌福光線	南砺市綱掛字背戸山 198 番 2 から	変更前		最大 10.8 最小 6.0	75.9	砺波土木センター
	南砺市綱掛字背戸山 198 番 2 まで	変更後		最大 20.9 最小 6.0	75.9	

富山県告示第402号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金沢湯涌福光線	南砺市立野脇字南谷 1 番 4 から 南砺市立野脇字南谷 2 番 5 まで	令和 7 年10月29日	砺波土木センター
県道 金沢湯涌福光線	南砺市綱掛字背戸山 198番 2 から 南砺市綱掛字背戸山 198番 2 まで	令和 7 年10月29日	砺波土木センター

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2 第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の2の規定により告示する。

令和7年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市新総曲輪3番2号 県職労会館内
富山県庁職員生活協同組合
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
令和7年度富山県手数料等収納業務（富山地域）委託における手数料及び狩猟
税の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年9月22日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年9月22日

管 理 規 程

富山県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和7年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第8号

富山県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局庁舎等管理規程（平成 6 年富山県公営企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 この規程において「室」とは、課等がその分掌事務を行うために使用する部屋

等（会議室、倉庫、電気施設、危険物貯蔵所等を含む。）をいう。

第4条第1項中「室（会議室、倉庫、電気施設、危険物貯蔵所等を含む。）」を「室の管理に関する職務を行うため、室」に改め、同条第2項中「本局の課及び出先機関の長の職にある者」を「前条第2項第1号に掲げる庁舎にあつては本局の課の長の職にある者、同項第2号に掲げる庁舎にあつては管理責任者が指定した者」に改め、同項ただし書中「の課」を「の課等」に、「指定する課長」を「指定した者」に改める。

第13条第1号中「けん騒」を「喧騒」に、第8号中「乱暴な言動をし、」を「乱暴な言動その他、他人に迷惑をかけ、」に改め、第9号を削る。

第14条第1項第1号中「第12条」を「第12条第1項の規定による許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行い、又は同条」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「管理責任者」の次に「又は室管理者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 室管理者は、前項第2号に該当する者に対し、室への入場を拒否し、行為を禁止し、又は室からの退去を命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。

附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。

(企・経営管理課)

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

八尾ショッピングタウン「風の街モア」 富山県富山市八尾町井田580番地1
外9筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社、株式会社クスリのアオキ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前) 株式会社オレンジマート 代表取締役 木村 宏 富山市婦中町速
星1070番地1 ほか

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役社長 池田 和男 射水市流通セン
ター水戸田3丁目4番地 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オレンジマート 代表取締役 木村 宏 富山市婦中町速
星1070番地1 ほか

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役社長 池田 和男 射水市流通セン
ター水戸田3丁目4番地 ほか

4 変更の日 令和3年6月1日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗設置者及び小売業者変更のため

6 届出の日 令和7年10月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年10月29日から令和8年3月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する
ことができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

氷見南ショッピングセンター 富山県氷見市柳田1469番地

2 店舗を設置する者 株式会社コメリ

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三幸株式会社 代表取締役社長 土田 一清 高岡市野村1711番地
ほか

（変更後）株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区
清水4501番地 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三幸株式会社 代表取締役社長 土田 一清 高岡市野村1711番地
ほか

（変更後）株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎 新潟県新潟市南区
清水4501番地 1

4 変更の日 令和 2 年10月30日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗設置者及び小売業者変更のため

6 届出の日 令和 7 年10月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年10月29日から令和8年3月2日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月29日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市池多222番3			射水市土代1041番地	門島 菜々花
射水市善光寺8番3、8番4、8番5、66番の一部、68番の一部及び三日曾根76番の一部	同左	道路	富山市秋吉112番地9	有限会社ハウスさぼーと